

高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する告示案新旧対照表

○平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）

(傍線部分は改正部分)

>

改 正 案	現 行																																				
<p>第1 申請書の様式 略</p> <p>第2 添付書類の様式</p> <p>1～3 略</p>	<p>第1 申請書の様式 略</p> <p>第2 添付書類の様式</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の場合</u></p> <p>(1) <u>1枚目</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">設 計 書</td> <td style="text-align: center;">整 理 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">指 定 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 型 式 名</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2 製造業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 発振の方式</td> <td></td> <td style="text-align: center;">4 利用周波数</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 周波数変動幅</td> <td></td> <td style="text-align: center;">6 高周波出力</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 漏えい電界強度</td> <td style="text-align: center;">(1) 利用周波数</td> <td style="text-align: center;">(2) 526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数</td> <td style="text-align: center;">(3) その他の周波数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 <u>振動子の種類及び型名</u></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 添付図面等</td> <td style="text-align: center;">(1) 外観を示す図及び写真 (3) 接続図</td> <td style="text-align: center;">(2) 構造を示す図及び写真 (4) 取扱説明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 参考事項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">短 辺 (日本工業規格A列4番)</p>	設 計 書		整 理 番 号				指 定 番 号		1 型 式 名		2 製造業者名		3 発振の方式		4 利用周波数		5 周波数変動幅		6 高周波出力		7 漏えい電界強度	(1) 利用周波数	(2) 526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数	(3) その他の周波数	8 <u>振動子の種類及び型名</u>				9 添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真 (3) 接続図	(2) 構造を示す図及び写真 (4) 取扱説明書		10 参考事項			
設 計 書		整 理 番 号																																			
		指 定 番 号																																			
1 型 式 名		2 製造業者名																																			
3 発振の方式		4 利用周波数																																			
5 周波数変動幅		6 高周波出力																																			
7 漏えい電界強度	(1) 利用周波数	(2) 526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数	(3) その他の周波数																																		
8 <u>振動子の種類及び型名</u>																																					
9 添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真 (3) 接続図	(2) 構造を示す図及び写真 (4) 取扱説明書																																			
10 参考事項																																					

(2) 2枚目

試験成績表		11 製造番号	17 測定条件等
		12 製造年月日	
13 利用周波数	(1) 設計値	(2) 測定値	
14 周波数変動幅	(1) 設計値	(2) 測定値	
15 高周波出力	(1) 定格値	(2) 測定値	
16 漏えい電界強度	測定値		
	(1) 利用周波数	( )	
	(2) 526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数	( )	
	(3) その他の周波数		

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 1の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきょう体の型式名を記載すること。
- (3) 3の欄の記載は、次によること。
  - ア 「自励発振」、「自励発振(周波数自動追尾方式)」のように記載すること。
  - イ 高周波発生装置が2以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること(以下4の欄から7の欄までの記載において同じ。)
- (4) 4の欄は、利用周波数が切換可能なものは、「(何)kHz及び(何)kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは、「(何)kHzから(何)kHzまで連続可変」のように記載すること。
- (5) 5の欄は、4の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何)kHzから(何)kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して可変可能なものは、可変範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

- (6) 6の欄の記載は、次によること。
- ア 高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が2以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して可変可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。
  - イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。
- (7) 7の(1)から(3)までの欄は、高周波発生装置から30メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。
- (8) 8の欄は、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダーについての  
わい わい  
み記載し、振動子の種類を「電歪型」、「磁歪型」のように記載すること。また、振動子の型名（振動子の種類及び電気的特性が同じものであって、形状により型名が異なる場合は、代表的な振動子の型名とする。）を記載すること  
。
- (9) 添付図面等の記載は、次によること。
- ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
  - イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。
  - ウ 構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。
  - エ 外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。
  - オ 接続図は、部品の名称（又は記号）及び回路定数が記載されていること。
- (10) 10の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。
- (11) 11の欄及び12の欄は、試験に供した装置について記載すること。
- (12) 13の(2)の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、次に規定する時間（以下「規定時間」という。）経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。  
この場合において、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダーの場合は、高周波出力端子に製造者が指定する値の抵抗器又は標準振動子を負荷として接続し測定すること。（以下14の欄から16の欄までの測定条件について同じ。）
- ア 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダー 5分
  - イ 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械 15分
- (13) 14の(2)の欄は、電源を投入してから規定時間経過後までの間における13の

(1)の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「(何) kHzから(何) kHzまで」のように記載すること。

(14) 15の(2)の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

(15) 16の(1)から(3)までの欄の記載は、次によること。

ア 装置から30メートルの距離における漏えい電界強度の最大の値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、30メートルの距離における測定が困難なときは、10メートルの距離で測定し、その値に次の表の係数を乗じて得た値をもって測定値とする。

測定周波数	係数
526.5kHz未満	1 / 27
526.5kHz以上1,606.5kHz以下	1 / 10
1,606.5kHz超	1 / 6

なお、当該各欄のかつこ内には、それぞれの周波数帯において漏えい電界強度が最大となる漏えい電波の周波数を記載すること。

イ 高周波発生装置が2以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

(16) 17の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

(17) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1) 整理番号の欄は、記載しないこと。

(2) 指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

(3) 設計書は、1及び2の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注1に準じて記載すること。

なお、9の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。

(4) 試験成績書は、注1に準じて記載すること。

4 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの場合

(1) 1枚目

設 計 書		整 理 番 号	
		指 定 番 号	
1 型 式 名		2 製 造 業 者 名	
3 発 振 の 方 式		4 利 用 周 波 数	
5 周 波 数 変 動 幅		6 高 周 波 出 力	
7 電 源 端 子 に お け る 妨 害 波 電 圧	周 波 数 帯	(1) 150kHz以上500kHz未満	(2) 500kHz以上5MHz以下 (3) 5MHzを超え30MHz以下
	準 尖 頭 値		
	平 均 値		
8 利 用 周 波 数 に よ る 発 射 及 び 不 要 発 射 に よ る 磁 界 強 度 又 は 電 界 強 度	周 波 数 帯	(1) 10kHz以上50kHz以下 (2) 50kHzを超え150kHz以下 (3) 150kHzを超え490kHz未満	
	準 尖 頭 値		
	周 波 数 帯	(4) 490kHz以上1,705kHz以下 (5) 1,705kHzを超え2,194kHz未満 (6) 2,194kHz以上3.95MHz未満	
	準 尖 頭 値		
	周 波 数 帯	(7) 3.95MHz以上20MHz未満 (8) 20MHz以上30MHz以下 (9) 30MHzを超え47MHz未満	
	準 尖 頭 値		
	周 波 数 帯	(10) 47MHz以上68MHz以下 (11) 68MHzを超え80.872MHz以下 (12) 80.872MHzを超え81.848MHz未満	
	準 尖 頭 値		
	周 波 数 帯	(13) 81.848MHz以上87MHz未満 (14) 87MHz以上134.786MHz以下 (15) 134.786MHzを超え136.414MHz未満	
	準 尖 頭 値		
	周 波 数 帯	(16) 136.414MHz以上156MHz以下 (17) 156MHzを超え174MHz未満 (18) 174MHz以上188.7MHz以下	
	準 尖 頭 値		
	周 波 数 帯	(19) 188.7MHzを超え190.979MHz未満 (20) 190.979MHz以上230MHz以下 (21) 230MHzを超え400MHz以下	
	準 尖 頭 値		
	周 波 数 帯	(22) 400MHzを超え470MHz未満 (23) 470MHz以上1,000MHz以下	
準 尖 頭 値			
9 振 動 子 の 種 類 及 び 型 名			
10 添 付 図 面 等	(1) 外 観 を 示 す 図 及 び 写 真 (2) 構 造 を 示 す 図 及 び 写 真 (3) 接 続 図 (4) 取 扱 説 明 書		
11 参 考 事 項			

長  
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

(2) 2枚目

試験成績表 (その1)		12 製造番号		
		13 製造年月日		
14 利用周波数	(1) 設計値	(2) 測定値	19 測定条件等	
15 周波数変動幅	(1) 設計値	(2) 測定値		
16 高周波出力	(1) 定格値	(2) 測定値		
17 電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		
		準尖頭値		平均値
	(1) 150kHz以上500kHz未満	( )		( )
	(2) 500kHz以上5MHz以下	( )		( )
18 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	周波数帯	準尖頭値の測定値		
	(1) 10kHz以上50kHz以下	( )		( )
	(2) 50kHzを超え150kHz以下	( )		( )
	(3) 150kHzを超え490kHz未満	( )		( )
	(4) 490kHz以上1,705kHz以下	( )		( )
	(5) 1,705kHzを超え2,194kHz未満	( )		( )
	(6) 2,194kHz以上3,95MHz未満	( )		( )
	(7) 3,95MHz以上20MHz未満	( )		( )
	(8) 20MHz以上30MHz以下	( )		( )
	(9) 30MHzを超え47MHz未満	( )	( )	

長  
辺

短 辺 (日本工業規格A列4番)

(3) 3枚目

試験成績表  
(その2)

	周波数帯	準尖頭値の測定値	19 測定条件等
18 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	(10) 47MHz以上68MHz以下	( )	
	(11) 68MHzを超え80.872MHz以下	( )	
	(12) 80.872MHzを超え81.848MHz未満	( )	
	(13) 81.848MHz以上87MHz未満	( )	
	(14) 87MHz以上134.786MHz以下	( )	
	(15) 134.786MHzを超え136.414MHz未満	( )	
	(16) 136.414MHz以上156MHz以下	( )	
	(17) 156MHzを超え174MHz未満	( )	
	(18) 174MHz以上188.7MHz以下	( )	
	(19) 188.7MHzを超え190.979MHz未満	( )	
	(20) 190.979MHz以上230MHz以下	( )	
	(21) 230MHzを超え400MHz以下	( )	
	(22) 400MHzを超え470MHz未満	( )	
(23) 470MHz以上1,000MHz以下	( )		

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 1の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきょう体の型式名を記載すること。
- (3) 3の欄の記載は、次によること。
  - ア 「自励発振」、「自励発振(周波数自動追尾方式)」のように記載すること。
  - イ 高周波発生装置が2以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること(4の欄から8の欄までの記載において同じ)。

- (4) 4の欄は、利用周波数が切替可能なものは「(何) kHz及び(何) kHzに切替え」のように記載し、連続して変更可能なものは「(何) kHzから(何) kHzまで連続可変」のように記載すること。
- (5) 5の欄は、4の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何) kHzから(何) kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。
- (6) 6の欄の記載は、次によること。
- ア 高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が2以上の段階に切替可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。
- イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。
- (7) 7の(1)から(3)までの欄は、最大の値の設計値をデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。
- (8) 8の(1)から(23)までの欄は、高周波発生装置から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（(1)から(8)までの欄は毎メートル1マイクロアンペアを0デシベル、(9)から(23)までの欄は毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。
- (9) 9の欄は、振動子の種類を「電歪型」、「磁歪型」のように記載すること。また、振動子の型名（振動子の種類及び電気的特性が同じものであって、形状により型名が異なるものは、代表的な振動子の型名）を記載すること。
- (10) 添付図面等の記載は、次によること。
- ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。
- ウ 構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。
- エ 外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。
- オ 接続図は、部品の名称又は記号及び回路定数が記載されていること。
- (11) 11の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。
- (12) 12の欄及び13の欄は、試験に供した装置について記載すること。
- (13) 14の(2)の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、5分経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。この場合において、高周波出力端子に製造者が指定する値の抵抗器又は標準振動子を負荷として接続し測定すること（15の欄から18の欄までの測定条件について同じ。）。

- (14) 15の(2)の欄は、電源を投入してから5分経過後までの間における14の(1)の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「(何)kHzから(何)kHzまで」のように記載すること。
- (15) 16の(2)の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。
- (16) 17の(1)から(3)までの欄の記載は、次によること。
- ア 測定した最大の値をデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において妨害波電圧が最大となる妨害波の周波数を記載すること。
- イ 高周波発生装置が2以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。
- (17) 18の欄の(1)から(23)までの欄の記載は、次によること。
- ア 高周波発生装置から10メートルの距離で測定した最大の値をデシベル（(1)から(8)までの欄は毎メートル1マイクロアンペアを0デシベル、(9)から(23)までの欄は毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において電界強度又は磁界強度が最大となる利用周波数による発射及び不要発射の周波数を記載すること。ただし、周囲雑音レベルが高いため、特定の周波数において10メートルの距離で測定することができない場合は、当該周波数においては、より短い距離（3メートルを下回らない距離に限る。）で測定した最大の値を記載すること。
- イ 高周波発生装置が2以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。
- (18) 19の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。また、(17)アのただし書の条件で測定した場合には、その旨、測定距離等を記載すること。
- (19) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。
- (1) 整理番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。
- (3) 設計書は、1及び2の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注1に

準じて記載すること。また、10の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。

(4) 試験成績表は、注1に準じて記載すること。

5 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の場合

(1) 1枚目

長  
辺

設 計 書		整 理 番 号	
		指 定 番 号	
1 型 式 名		2 製造業者名	
3 発振の方式		4 利用周波数	
5 周波数変動幅		6 高周波出力	
7 漏えい電界強度	(1) 利用周波数	(2) 526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数	(3) その他の周波数
8 添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真 (2) 構造を示す図及び写真 (3) 接続図 (4) 取扱説明書		
9 参考事項			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

(2) 2枚目

試験成績表		10 製造番号		
		11 製造年月日		
長    辺	12 利用周波数	(1) 設計値	(2) 測定値	16 測定条件等
	13 周波数変動幅	(1) 設計値	(2) 測定値	
	14 高周波出力	(1) 定格値	(2) 測定値	
	測定値			
15 漏えい電界強度	(1) 利用周波数	( )		
	(2) 526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数	( )		
	(3) その他の周波数			
短 辺		(日本工業規格A列4番)		

注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 1の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきょう体の型式名を記載すること。
- (3) 3の欄の記載は、次によること。
  - ア 「自励発振」、「自励発振(周波数自動追尾方式)」のように記載すること。
  - イ 高周波発生装置が2以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること(4の欄から7の欄までの記載において同じ。)
- (4) 4の欄は、利用周波数が切換可能なものは「(何)kHz及び(何)kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「(何)kHzから(何)kHzまで連続可変」のように記載すること。
- (5) 5の欄は、4の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何)kHzから(何)kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

- (6) 6の欄の記載は、次によること。
- ア 高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が2以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。
  - イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。
- (7) 7の(1)から(3)までの欄は、高周波発生装置から30メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。
- (8) 添付図面等の記載は、次によること。
- ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
  - イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。
  - ウ 構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。
  - エ 外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。
  - オ 接続図は、部品の名称又は記号及び回路定数が記載されていること。
- (9) 9の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。
- (10) 10の欄及び11の欄は、試験に供した装置について記載すること。
- (11) 12の(2)の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、15分経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。
- (12) 13の(2)の欄は、電源を投入してから15分経過後までの間における12の(1)の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「(何) kHz から (何) kHz まで」のように記載すること。
- (13) 14の(2)の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。
- (14) 15の(1)から(3)までの欄の記載は、次によること。
- ア 装置から30メートルの距離における漏えい電界強度の最大の値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、30メートルの距離における測定が困難なときは、10メートルの距離で測定し、その値に次の表の係数を乗じて得た値をもって測定値とする。

測定周波数	係数
526.5kHz未満	1/27

526.5kHz以上1,606.5kHz以下	1 / 10
1,606.5kHz超	1 / 6

また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において漏えい電界強度が最大となる漏えい電波の周波数を記載すること。

イ 高周波発生装置が2以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

(15) 16の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

(16) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1) 整理番号の欄は、記載しないこと。

(2) 指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

(3) 設計書は、1及び2の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注1に準じて記載すること。また、8の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。

(4) 試験成績表は、注1に準じて記載すること。

6 無電極放電ランプの場合  
略

5 無電極放電ランプの場合  
略

○平成十八年総務省告示第三百十五号（妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の測定方法を定める件）の新旧告示対照表

（傍線部分が変更部分）

改正案	現行
<p>一 妨害波電圧の測定方法は、次のとおりとすること。</p> <p>1 電源端子における妨害波電圧は、別図第一号及び別図第二号に示すとおりとすること。</p> <p>2 制御端子における妨害波電圧は、別図第一号に示すとおりとし、電圧プローブを用いて測定すること。</p> <p>3 光制御装置を有する機器の電源端子及び制御端子における妨害波電圧は、前二号によるほか、次によること。</p> <p>(一) 全光束点灯状態において、妨害波が最大となる制御状態で測定すること。</p> <p>(二) 光度が二〇パーセント、六〇パーセント及び一〇〇パーセントの状態において、最大負荷の状態で測定すること。</p> <p>4 準尖頭値検波方式の測定器は、別表に定める基本的特性を有すること。</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>別図 第一号〜第三号 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>一 妨害波電圧の測定方法は、次のとおりとすること。</p> <p>1 電源端子における妨害波電圧は、別図第一号及び別図第二号に示すとおりとすること。</p> <p>2 <u>負荷端子及び制御端子</u>における妨害波電圧は、別図第一号に示すとおりとし、電圧プローブを用いて測定すること。</p> <p>3 光制御装置を有する機器の電源端子、<u>負荷端子及び制御端子</u>における妨害波電圧は、前二号によるほか、次によること。</p> <p>(一) 全光束点灯状態において、妨害波が最大となる制御状態で測定すること。</p> <p>(二) 光度が二〇パーセント、六〇パーセント及び一〇〇パーセントの状態において、最大負荷の状態で測定すること。</p> <p>4 準尖頭値検波方式の測定器は、別表に定める基本的特性を有すること。</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>別図 第一号〜第三号 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

○昭和四十六年郵政省告示第二百五十七号（通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値の特例を定める件）の新旧告示対照表

（傍線部分が変更部分）

制 定 案	現 行
<p>通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値の特例</p> <p>一 次に掲げる周波数帯内においては、通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値を定めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一三・五六MHz（<u>±</u>）六・七八kHz</li> <li>2 二七・一二MHz（<u>±</u>）一六二・七二kHz</li> <li>3 四〇・六八MHz（<u>±</u>）二〇・三四kHz</li> <li>4 二、四五〇MHz（<u>±</u>）五〇MHz</li> <li>5 五・八GHz（<u>±</u>）七五MHz</li> <li>6 二四・一二五GHz（<u>±</u>）一二五MHz</li> </ol> <p>二 通信設備以外の高周波利用設備のうち電気手術器であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるものの利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値は、前項各号に掲げる周波数帯内を除き、待機時において設備規則第六十五条第一項第二号(2)ア及び(3)のとおりとする。</p> <p>三 通信設備以外の高周波利用設備のうち電気手術器であつて、住居用に使</p>	<p>通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値の特例</p> <p>一 次に掲げる周波数帯内においては、通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値を定めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一三・五六MHz（<u>±</u>）六・七八kHz</li> <li>2 二七・一二MHz（<u>±</u>）一六二・七二kHz</li> <li>3 四〇・六八MHz（<u>±</u>）二〇・三四kHz</li> <li>4 二、四五〇MHz（<u>±</u>）五〇MHz</li> <li>5 五・八GHz（<u>±</u>）七五MHz</li> <li>6 二四・一二五GHz（<u>±</u>）一二五MHz</li> </ol>

用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるものの利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値は、第一項各号に掲げる周波数帯内を除き、待機時において設備規則第六十五条第一項第四号(2)ア及び(3)のとおりとする。

四 通信設備以外の高周波利用設備で四五〇kHz以下の周波数を利用するもの（前二項のものを含む。）の利用周波数による発射による磁界強度の最大許容値は、別表のとおりとする。

五 通信設備以外の高周波利用設備で四〇・四六MHzの周波数を利用するもの（第二項及び第三項のものを含む。）の利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値は、四〇・四六MHz（H）二四〇kHzの周波数帯（第一項第三号に掲げるものを除く。）内において、別表のとおりとする。また、四〇・四六MHzの周波数の利用が他の通信に妨害を与えるおそれのある地域において、その周波数に代えて四一・一四MHzの周波数を利用する場合の四一・一四MHz（H）二四〇kHzの周波数帯内におけるその最大許容値についても、同様とする。

別表

設備の区分	最大許容値	
	第四項の周波数を利用するもの（毎メートルマイクロナンペアを〇デシベルとする。）	第五項の周波数を利用するもの（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
1 医療用設備	一〇メートルの距離において三七・一デシベル以下	一〇メートルの距離において八三・五デシベル以下
	一〇メートルの距離に	一〇メートルの距離に

二 通信設備以外の高周波利用設備で四五〇kHz以下の周波数を使用するものから発射される基本波の電界強度の最大許容値は、別表のとおりとする。

三 通信設備以外の高周波利用設備で四〇・四六MHzの周波数を使用するものから発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値は、四〇・四六MHz（H）二四〇kHzの周波数帯（第一項3のものを除く。）内において、別表のとおりとする。四〇・四六MHzの周波数の使用が他の通信に妨害を与えるおそれのある地域において、その周波数に代えて四一・一四MHzの周波数を使用する場合の四一・一四MHz（H）二四〇kHzの周波数帯内におけるその最大許容値についても、同様とする。

別表

設備の区分	最大許容値	
	第二項の周波数を使用するもの	第三項の周波数を使用するもの
1 医療用設備	三〇メートルの距離において毎メートルミリボルト以下	三〇メートルの距離において毎メートル二・五ミリボルト以下
	一〇〇メートルの距離	一〇〇メートルの距離

2 工業用加熱設備	3 各種設備  (一) 高周波出力が 五〇〇ワット以 下のもの  (二) 高周波出力が 五〇〇ワットを 超えるもの	において六八・五デシベ ル以下	<p>第四項又は第五項の利用周波数の区別に従い、それぞれ1の値に同じ。</p> <p>第四項又は第五項の利用周波数の区別に従い、それぞれ2の値を超えない範囲において、1の値に</p> <p>2010<math>\sqrt{\frac{P}{500}}</math> (Pは、高周波出力をワットで表した数とする。)を加えた値以下。ただし、第四項の周波数を利用する漏えい電界強度の低減技術の検証その他の実験を行う各種設備については、2の値とする。</p>	において九四デシベル以下
2 工業用加熱設備	3 各種設備  (一) 高周波出力が 五〇〇ワット以 下のもの  (二) 高周波出力が 五〇〇ワットを 超えるもの	において毎メートル ミリボルト以下	<p>第二項又は第三項の使用周波数の区別に従い、それぞれ1の値に同じ。</p> <p>第二項又は第三項の使用周波数の区別に従い、それぞれ2の値を超えない範囲において、1の値に</p> <p><math>\sqrt{\frac{P}{500}}</math> (Pは、高周波出力をワットで表した数とする。)を乗じた値以下。ただし、第二項の周波数を使用する漏えい電界強度の低減技術の検証その他の実験を行う各種設備については、2の値とする。</p>	において毎メートル二 ・五ミリボルト以下